

鳥取県告示第572号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備計画を定めた河川
千代川水系（大路川ブロック）
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県東部総合事務所及び鳥取市都市整備部都市環境課